

市第11号議案

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する
条例の一部改正

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の
一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年 5 月 21 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する
条例の一部を改正する条例

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（
平成 3 年 12 月 横浜市条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

山手町西部文教地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画山手町西部文教地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
鶴見一丁目地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画鶴見一丁目地区地区計画において地区整備計画が定められている区域

別表第 2 に次のように加える。

山手町西部文教地区地区整備計画区域	—	次に掲げる建築物以外のもの 1 学校、図書館その他これらに類するもの 2 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 3 保育所 4 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第 130 条の 4 に規定する公益上必要なもの 5 前各号の建築物に附属するもの
-------------------	---	--

別表第 5 に次のように加える。

鶴見一丁目地区地区整備計画区域	A 地区	10分の4
	B 地区	10分の6
	C 地区	

別表第 6 に次のように加える。

鶴見一丁目地区地区整備計画区域	A 地区	7,000平方メートル	公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用する土地
	B 地区	2,500平方メートル	
	C 地区	100平方メートル	

別表第 7 に次のように加える。

山手町西部文教地区地区整備計画区域	—	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。	公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物又は建築物の部分
鶴見一丁目地区地区整備計画区域	A 地区 B 地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。	公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物又は建築物の部分

別表第 8 に次のように加える。

山手町西部文教地区地区整備計画区域	—	<ol style="list-style-type: none"> 1 15メートル 2 建築物の各部分から真北方向にある前面道路の中心線又は隣地境界線の北側が第一種低層住居専用地域である場合にあっては、当該建築物の各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5メートルを加えた数値 3 前号に該当しない場合にあっては、当該建築物の各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに7メートルを加えた数値 	—
-------------------	---	---	---

鶴見一丁目地区地区整備計画区域	A 地区	1 計画図に示す区域アにおいては45メートル、区域イにおいては31メートル、区域ウにおいては20メートル、区域エにおいては15メートル 2 建築物の各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに計画図に示す区域ウにおいては7.5メートルを、区域エにおいては7メートルを加えた数値	—
	B 地区 C 地区	1 15メートル 2 建築物の各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに7メートルを加えた数値	—

別表第11に次のように加える。

山手町西部文教地区地区整備計画区域	計画図に示す樹林地、草地等の区域
鶴見一丁目地区地区整備計画区域	計画図に示す樹林地、草地等の区域

別表第12に次のように加える。

山手町西部文教地区地区整備計画区域	—	100分の12	
鶴見一丁目地区地区整備計画区域	A 地区	100分の25	
	B 地区	100分の20	
	C 地区	100分の10	

別表第13に次のように加える。

鶴見一丁目地区地区整備計画区域	A 地区	—	—
	B 地区		
	C 地区		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

山手町西部文教地区地区整備計画区域内における建築物の構造、用途及び緑化に関する制限並びに緑地の保全のための制限を定め、並びに鶴見一丁目地区地区整備計画区域内における建築物の敷地、構造、緑化及び形態意匠並びに工作物の形態意匠に関する制限並びに緑地の保全のための制限を定めるため、横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（抜粋）

（太線部分が改正案）

別表第 1 適用区域（第 3 条）

名 称	区 域
（省 略）	
山手町西部文教地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画山手町西部文教地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
鶴見一丁目地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画鶴見一丁目地区地区計画において地区整備計画が定められている区域

別表第 2 建築物の用途の制限（第 5 条）

(あ)	(い)	(う)
区 域	地 区	建築してはならない建築物
（省 略）		
山手町西部文教地区地区整備計画区域	—	次に掲げる建築物以外のもの 1 学校、図書館その他これらに類するもの 2 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 3 保育所 4 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要なもの 5 前各号の建築物に附属するもの

（備考省略）

別表第 5 建築物の建ぺい率の最高限度（第 7 条）

(あ)	(い)	(う)
区 域	地 区	建築物の建ぺい率の最高限度
（省 略）		
鶴見一丁目地	A 地 区	10分の4

市第 11 号

区地区整備計画区域	B 地 区	10分の6
	C 地 区	

別表第 6 建築物の敷地面積の最低限度（第 8 条）

(あ)	(い)	(う)	(え)
区 域	地 区	建築物の敷地面積の最低限度	適用の除外
(省 略)			
鶴見一丁目地区地区整備計画区域	A 地 区	7,000平方メートル	公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用する土地
	B 地 区	2,500平方メートル	
	C 地 区	100 平方メートル	

(備考省略)

別表第 7 壁面の位置の制限（第 9 条）

(あ)	(い)	(う)	(え)
区 域	地 区	壁面の位置の制限	適用の除外
(省 略)			
山手町西部文教地区地区整備計画区域	—	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。	公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物又は建築物の部分
鶴見一丁目地区地区整備計画区域	A 地 区 B 地 区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。	公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物又は建築物の部分

(備考省略)

別表第 8 建築物の高さの最高限度（第 10 条）

(あ)	(い)	(う)	(え)
区 域	地 区	建築物の高さの最高限度	適用の除外
(省 略)			
		1 15メートル	
		2 建築物の各部分から真北方向にある	

山手町西部文教地区地区整備計画区域	—	<p>前面道路の中心線又は隣地境界線の北側が第一種低層住居専用地域である場合にあっては、当該建築物の各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5メートルを加えた数値</p> <p>3 前号に該当しない場合にあっては、当該建築物の各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに7メートルを加えた数値</p>	—
鶴見一丁目地区地区整備計画区域	A 地区	<p>1 計画図に示す区域アにおいては45メートル、区域イにおいては31メートル、区域ウにおいては20メートル、区域エにおいては15メートル</p> <p>2 建築物の各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに計画図に示す区域ウにおいては7.5メートルを、区域エにおいては7メートルを加えた数値</p>	—
	B 地区 C 地区	<p>1 15メートル</p> <p>2 建築物の各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに7メートルを加えた数値</p>	—

(備考省略)

別表第 11 緑地の保全 (第 16 条)

(あ)	(い)
区 域	緑地の保全のための制限が適用される区域
(省 略)	
山手町西部文教地区地区整備計画区域	計画図に示す樹林地、草地等の区域
鶴見一丁目地区地区整備計画区域	計画図に示す樹林地、草地等の区域

(備考省略)

別表第 12 建築物の緑化率の最低限度 (第 19 条)

(あ)	(い)	(う)	(え)
区 域	地 区	建築物の緑化率の最低限度	適用の除外
(省 略)			
山手町西部文 教地区地区整 備計画区域	—	100分の12	
鶴見一丁目地 区地区整備計 画区域	A 地 区	100分の25	
	B 地 区	100分の20	
	C 地 区	100分の10	

(備考省略)

別表第 13 建築物等の形態意匠の制限 (第 24 条・第 30 条)

(あ)	(い)	(う)	(え)
区 域	地 区	第24条に基づく制限となら ないもの	適用の除外
(省 略)			
鶴見一丁目地 区地区整備計 画区域	A 地 区	—	—
	B 地 区		
	C 地 区		

(備考省略)